

意見書

令和5年1月16日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会 部会長 御中

郵便番号 540-8622

(ふりがな) おおさかし ちゅうおうく しろみ 2ちょうめ1ばん5ごう

住 所 大阪市中央区城見2丁目1番5号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ オプテージ

氏 名 株式会社 オプテージ

たいひょうとりしまりやくしゃちょう なべ まさひこ

代表取締役社長 名部 正彦

電話番号

電子メールアドレス

(連絡先: 経営戦略部)

「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所		意見
該当ページ	該当する記載	
P3	<p>1. 電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)の概要</p> <p>(1)ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロードバンドサービスの「基礎的電気通信役務化」を行う上で、不採算地域における「維持」等のための交付金制度とすることは、これまで民間主導の活発な設備競争により整備が進められてきたブロードバンドサービスの公正競争の確保の観点から適当であると考えます。 ・他方で、最低限必要なサービスレベルを維持するための費用として、交付金の負担を強いられる国民のコンセンサスを得られるように「コストミニмум」であることが重要であると考えます。
P12	<p>2. 第二号基礎的電気通信役務の範囲</p> <p>(1) FTTH 及び CATV(HFC 方式) 以外に想定される役務について</p> <p>② ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)について(略)</p> <p>ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)の提供については、FTTH及びCATV(HFC方式)と一定程度同等の通信品質が確保可能であることから、二号基礎的役務に含めることが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)を二号基礎的役務に含めることは、将来の人口減少を想定し、効率的かつ柔軟な電気通信ネットワークの発展や技術中立的な制度設計を行う観点や支援区域のブロードバンド整備に当たって「コストミニмум」となる最適な手段を選択し、国民負担の軽減にも資すると考えます。 ・この点、技術革新や地域の実情に応じた適切なアクセス手段を選択することにより、コスト削減効果が期待され、ネットワークを効率的に整備・維持が可能とする観点から、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)においても、基礎的電気通信役務として位置づけることを視野に入れ、引き続き検討いただくことを要望いたします。
P15-16	<p>③ ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)について</p> <p>ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の提供は、技術中立性を確保し、地域の実情に応じた適切なアクセス手段を選択することにより、コスト削減効果が期待されることから、ネットワークの効率的な整備・維持を行うことが可能となるとともに、ブロードバンドサービスの更なる普及・拡大にも繋がると考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)は、一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者也カバーすることになり、多数の端末が接続される場合、通信の品質が安定しないことが課題として想定されるため、技術基準との関係等について整理が必要となる。</p>	
P23	<p>2. 第二号基礎的電気通信役務の範囲</p> <p>(2) 卸電気通信役務が提供されている場合の扱いについて</p> <p>① 卸電気通信役務を利用して卸先事業者が提供する役務の扱いについて(略)</p> <p>エンドユーザーの立場でいえば、FTTHを契約するに当たり、自己設置・接続・卸といった役務の提供形態に関係なく、利用者保護の観点から二号基礎的役務の「適切性」、「公平性」が確保される必要がある。そのため、卸先事業者が提供する役務を二号基礎的役務に含めることとし、卸先事業者が提供する二号基礎的役務についても、原則として契約約款の届出義務及び届出契約約款に基づく役務提供義務を課することが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・卸先事業者が提供する役務を二号基礎的電気通信役務に含め、契約約款の届出義務及び、役務提供義務を課すことは、電気通信事業者間の競争条件に差が生じないことに加え、利用者保護の観点から「適切性」、「公平性」が確保される考え方であるため、賛同いたします。

<p>P40-41</p>	<p>4.一般支援区域及び特別支援区域の指定の在り方 (3)第二号基礎的電気通信役務の提供区域の報告(町字単位での報告) (略) また、報告に当たっては、PC等を用いて運用可能な補助ツールを用いる等により、事業者及び行政の負担の軽減を図ることが適当である。 当該補助ツールについては、報告対象となる事業者の負担を軽減する観点から、例えば、報告を行う事業者は、ある町字において設置している二号基礎的役務の提供に係る回線設備の規模の割合が、支援区域の指定要件として定められる回線設備の規模の割合(50%等)を超えているか否かをツール上で選択する等の仕組みが搭載される等、効率的かつ簡便な制度運用に資する工夫を行うことが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省殿において支援区域の指定に当たり、回線設置事業者が1者以下の地域を把握するため、回線設置事業者からの町字単位で提供区域の報告は必要な取組であると考えます。 ・ 他方で、その規律が事業者にとって過度な負担とならないよう留意が必要と考えます。例えば、提供区域の報告については、報告の頻度や内容は必要最低限に留めるよう要望いたします。 ・ また、回線設置事業者毎に提供区域の管理方法は様々であることが想定されることから、補助ツールの仕様や報告の基準等については、現状の回線設置事業者の管理方法を十分に把握された上で、回線設置事業者と連携をしながら検討いただくことを要望いたします。
<p>P46-47</p>	<p>6. 第二種交付金の在り方 (1)費用算定について ①費用算定の対象設備等について (略) 設備管理部門の対象設備について、アクセス回線設備(最寄りの通信ビルから利用者宅までの回線設備等)は、局舎から各利用者宅に向けた回線の敷設・維持が必要となり、また、不採算地域等では各種設備の收容効率が悪くなるため、1回線当たりの維持費用が大きいと考えられる。 (略) そのため、第二種交付金の費用算定の対象設備は、アクセス回線設備や離島における海底ケーブルを基本とすることが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用算定の対象設備について、局舎から各利用者宅に向けた回線の敷設・維持に当たり、不採算地域における設備の收容効率が悪くなり、1回線当たりの維持費用が大きいとの考え方から示された対象設備は適当であると考えます。 ・ また、局舎の建物自体も支援対象とすることが適当であると考えるところ、示されたイメージ図では局舎の建物自体も支援対象が不明瞭であるため、回線設置事業者の円滑な検討や透明性の確保に資する観点から、具体的に対象設備の範囲を明確化いただくことを要望いたします。
<p>P52-53</p>	<p>6. 第二種交付金の在り方 (2)第二種交付金の算定について ②第二種交付金算定の考え方について (略) ブロードバンドサービスでは、支援区域ごとに異なる事業者が二種適格事業者指定されることを前提にすると、地域ごとの料金格差が一定の幅以下の状態を確保するため、原則として一定のベンチマークを超える費用を支援するベンチマーク方式を採用することを念頭に具体的な算定方法を検討することが適当である。 他方、特別支援区域については、未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進を図る必要があることから、例えば、アクセス回線設備や海底ケーブルのうち、特別支援区域の指定後に当該区域で新規整備された回線設備及び民設民営へ移行した回線設備については、例外的に一定の標準的なモデルを用いて算定した収入費用方式を採用することを念頭に具体的な算定方法を検討することが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金算定にベンチマーク方式や一定の標準的なモデルを用いて算出した収入費用方式を採用することは、回線設置事業者の整備にかかった実際の費用を回収できないおそれがあると考えます。 ・ この点、回線設置事業者の事業運営を圧迫することから、結果として回線設置事業者による自主的なブロードバンド整備がなされず、未整備エリアの整備が促進されないおそれがあると考えます。このため、費用算定の考え方は実際の費用をベースに算定することが望ましいと考えます。
<p>P59</p>	<p>7. 第二種負担金の在り方 (4)第二種負担金の算定の考え方について ①第二種負担金の算定単位について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集合住宅向けのサービスにおける契約形態は、回線設置事業者と利用者で直接契約を行う形態や管理人と回線設置事業者間で棟内すべての住人の契約を

	<p>ブロードバンドサービスの契約形態は様々であり、各負担事業者の受益の程度は、基本的には、利用者の数に比例すると考えられるが、集合住宅向けサービスや法人向けサービスにおいては、1契約で複数回線を提供するケースも見受けられる。</p> <p>そのため、第二種負担金算定の単位として「回線数」を用い、1回線当たりの単価(回線単価)により各負担事業者の毎月の回線数を乗じることにより負担金額を算定することが適当である。</p>	<p>一括して行う形態等が存在します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、提供形態は、建物へ光回線を敷設し、電話線やLAN ケーブルで分岐して各部屋に提供する形態や建物へ敷設した光回線を第二種電気通信事業者へ卸提供し、第二種電気通信事業者が建物内にLAN ケーブルやWi-Fiを敷設して複数の住人が利用する提供形態等、様々なケースが存在いたします。 ・この点、回線数の考え方やその把握の容易さについては事業者ごとに差が存在することが想定されるところ、回線数の考え方を具体的にお示しいただくことは、負担事業者の公平性・透明性を確保する観点から重要であると考えますので、例えば、報告規則等により各事業者から総務省殿へ報告している回線数等と合わせるなど、「回線数」の考え方を今後より明確にさせていただくようご検討いただくことを要望いたします。
--	---	--

以上